

付 議 予 定 案 件 一 覧 表

- | | | |
|----|--------|------------------------------------|
| 1 | 報告第2号 | 行橋市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について |
| 2 | 報告第3号 | 行橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について |
| 3 | 報告第4号 | 令和7年度行橋市国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の報告について |
| 4 | 報告第5号 | 令和6年度行橋市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 5 | 報告第6号 | 令和6年度行橋市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 6 | 報告第7号 | 令和6年度行橋市水道事業会計繰越の報告について |
| 7 | 報告第8号 | 令和6年度行橋市下水道事業会計繰越の報告について |
| 8 | 議案第32号 | 行橋市室内型子どもの遊び場整備工事請負契約の締結について |
| 9 | 議案第33号 | 標準準拠システム機器の取得について |
| 10 | 議案第34号 | 小型動力ポンプ付積載車の取得について |
| 11 | 議案第35号 | 行橋市立小中学校児童生徒用タブレット等機器の取得について |
| 12 | 議案第36号 | 令和7年度行橋市一般会計補正予算について |
| 13 | 議案第37号 | 令和7年度行橋市下水道事業会計補正予算について |

報告第2号

行橋市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、行橋市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月3日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、行橋市
税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

行橋市長 工 藤 政 宏

行橋市税条例の一部を改正する条例

行橋市税条例（昭和61年行橋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第82条第1号イ中「ニ」を「ハ及びホ」に改め、同号ロ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「(第82条第1号ハに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、

当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4を削る。

附則第10条の5第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限

る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の行橋市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第

1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の行橋市税条例（以下「旧条例」という。）第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 5 条 新条例第 8 2 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 6 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間に、行橋市税条例第 9 2 条の 2 第

1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 行橋市税条例第 9 4 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

報告第3号

行橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、行橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月3日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、行橋市
国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

行橋市長 工 藤 政 宏

行橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

行橋市国民健康保険税条例（昭和61年行橋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の行橋市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第4号

令和7年度行橋市国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の報告について

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和7年度行橋市国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月3日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和7年度行橋市国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり専決処分する。

令和7年5月19日

行橋市長 工 藤 政 宏

令和7年度 行橋市国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)

令和7年度 行橋市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）

令和7年度行橋市の国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額6,530,601千円に歳入歳出それぞれ88,128千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,618,729千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月19日 専決

行橋市長 工 藤 政 宏

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
6 諸収入		14,090	88,128	102,218
	4 雑入	9,079	88,128	97,207
歳 入 合 計		6,530,601	88,128	6,618,729

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6 繰上充用金		1	88, 128	88, 129
	1 繰上充用金	1	88, 128	88, 129
歳 出	合 計	6, 530, 601	88, 128	6, 618, 729

予 算 に 関 す る 説 明 書

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(歳 入)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
6 諸収入	14,090	88,128	102,218
歳 入 合 計	6,530,601	88,128	6,618,729

1. 総括
(歳 出)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計	補 正 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6 繰上充用金	1	88,128	88,129	0	0	88,128	0
歳 出 合 計	6,530,601	88,128	6,618,729	0	0	88,128	0

2. 歳入
 (款) 6 諸収入
 (項) 4 雑入

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7 歳入欠かん補てん収入	1	88, 128	88, 129	1 歳入欠かん補てん収入	88, 128	歳入欠かん補てん収入
計	9, 079	88, 128	97, 207			

3. 歳出
(款) 6 繰上充用金
(項) 1 繰上充用金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 繰上充用金	1	88,128	88,129	0	0	88,128	0	21 補償、補填及び賠償金	88,128	繰上充用金
計	1	88,128	88,129	0	0	88,128	0			

報告第5号

令和6年度行橋市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和6年度行橋市一般会計予算の繰越明許費に係る経費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

令和6年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越計算書

令和6年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	備蓄品補充事業	10,290,000	10,290,000	0	5,140,000	0	0	5,150,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金支給事業	281,408,000	24,185,000	0	2,260,246	0	0	21,924,754
		原油価格・物価高騰等対策に伴う障がい者施設助成事業	191,000	191,000	0	0	0	0	191,000
	2 児童福祉費	室内型子どもの遊び場整備事業	45,000,000	43,560,000	0	0	0	0	43,560,000
	4 老人福祉費	原油価格・物価高騰等対策に伴う介護施設助成事業	7,023,000	7,023,000	0	5,000,000	0	0	2,023,000
6 農林水産業費	1 農業費	再編交付金事業	74,585,000	52,352,000	0	45,217,000	0	0	7,135,000
		農村地域防災減災事業	14,000,000	14,000,000	0	12,000,000	0	0	2,000,000
		農業水路長寿命化・防災減災事業	18,020,000	15,820,000	0	7,920,000	2,400,000	0	5,500,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全対策(通学路緊急対策)事業	23,000,000	23,000,000	0	12,056,000	8,800,000	0	2,144,000
		再編関連訓練移転等交付金事業	33,000,000	33,000,000	0	31,810,000	0	0	1,190,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	20,068,000	20,068,000	0	6,045,000	11,900,000	0	2,123,000
		小学校空調整備事業	35,820,000	35,820,000	0	16,681,000	16,500,000	0	2,639,000
	3 中学校費	中学校施設整備事業	20,057,000	20,057,000	0	6,042,000	11,900,000	0	2,115,000
		中学校屋上防水及び外壁改修事業	95,495,000	95,495,000	0	27,862,000	55,100,000	0	12,533,000
	4 社会教育費	複合文化施設整備事業	115,412,000	110,941,000	0	0	110,100,000	0	841,000
合 計			793,369,000	505,802,000	0	178,033,246	216,700,000	0	111,068,754

令和7年6月3日 提出

行橋市長 工 藤 政 宏

令和6年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

[illegible]

令和6年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

[illegible]

令和6年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

[illegible]

令和6年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

[illegible]

令和6年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

事業名	予算科目				予算計上額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
	款	項	目	節			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
原油価格・物価高騰等対策に伴う介護施設助成事業	3 民生費	4 老人福祉費	1 老人福祉費		7,023,000	7,023,000	0	5,000,000	2,023,000
				11 役務費	21,000	21,000			
				(通信運搬費)	(13,000)	(13,000)			
				(手数料)	(8,000)	(8,000)			
				18 負担金、補助及び交付金	7,002,000	7,002,000			

令和6年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

事業名	予算科目				予算計上額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
	款	項	目	節			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
再編交付金事業	6 農林水産業費	1 農業費	5 農地費		97,623,000	52,352,000	0	45,217,000	7,135,000
				3 職員手当等	229,000	68,000			
				(時間外勤務手当)	(229,000)	(68,000)			
				8 旅費	91,000	10,000			
				10 需用費	741,000	364,000			
				(消耗品費)	(665,000)	(333,000)			
				(燃料費)	(71,000)	(28,000)			
				(印刷製本費)	(5,000)	(3,000)			
				11 役務費	62,000	0			
				(通信運搬費)	(62,000)	(0)			
				14 工事請負費	96,500,000	51,910,000			

令和6年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

[illegible]

令和6年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

事業名	予算科目				予算計上額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
	款	項	目	節			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
農業水路長寿命化・防災 減災事業	6 農林水産業費	1 農業費	5 農地費		95,274,000	15,820,000	0	10,320,000	5,500,000
				3 職員手当等	69,000	0			
				(時間外勤務手当)	(69,000)	(0)			
				8 旅費	40,000	20,000			
				14 工事請負費	95,165,000	15,800,000			

令和6年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

[illegible]

令和6年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

事業名	予算科目				予算計上額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
	款	項	目	節			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
再編関連訓練移転等交付金事業	8 土木費	2 道路橋りょう費	3 基地周辺道路新設改良費		242,077,000	33,000,000	0	31,810,000	1,190,000
				3 職員手当等	501,000	24,000			
				(時間外勤務手当)	(501,000)	(24,000)			
				8 旅費	159,000	7,000			
				10 需用費	340,000	0			
				(消耗品費)	(219,000)	(0)			
				(燃料費)	(71,000)	(0)			
				(修繕料)	(50,000)	(0)			
				11 役務費	40,000	0			
				(通信運搬費)	(40,000)	(0)			
				12 委託料	33,127,000	0			
				14 工事請負費	57,068,000	32,969,000			
				16 公有財産購入費	405,000	0			
				18 負担金、補助及び交付金	149,499,000	0			
				21 補償、補填及び賠償金	938,000	0			

令和6年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

事業名	予算科目				予算計上額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
	款	項	目	節			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
小学校施設整備事業	10 教育費	2 小学校費	3 学校施設整備費		21,388,000	20,068,000	0	17,945,000	2,123,000
				8 旅費	14,000	14,000			
				10 需用費	100,000	100,000			
				(消耗品費)	(100,000)	(100,000)			
				14 工事請負費	21,274,000	19,954,000			

令和6年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

[illegible]

令和6年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

[illegible]

令和6年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

事業名	予算科目				予算計上額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
	款	項	目	節			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
中学校屋上防水及び外壁 改修事業	10 教育費	3 中学校費	3 学校施設整備費		95,495,000	95,495,000	0	82,962,000	12,533,000
				3 職員手当等	190,000	190,000			
				(時間外勤務手当)	(190,000)	(190,000)			
				8 旅費	53,000	53,000			
				10 需用費	300,000	300,000			
				(消耗品費)	(300,000)	(300,000)			
				14 工事請負費	94,952,000	94,952,000			

令和6年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

事業名	予算科目				予算計上額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
	款	項	目	節			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
複合文化施設整備事業	10 教育費	4 社会教育費	3 文化振興費		115,503,000	110,941,000	0	110,100,000	841,000
				3 職員手当等	91,000	0			
				(時間外勤務手当)	(91,000)	(0)			
				10 需用費	20,000	0			
				(消耗品費)	(20,000)	(0)			
				12 委託料	9,286,000	8,580,000			
				14 工事請負費	101,563,000	101,563,000			
				21 補償、補填及び賠償金	4,543,000	798,000			

報告第6号

令和6年度行橋市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和6年度行橋市一般会計予算の事故繰越しに係る経費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

令和6年度 行橋市一般会計事故繰越し繰越計算書

令和6年度 行橋市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事 業 名	支出負担 行 為 額	左 の 内 訳		支出負担行 為予定額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					説 明
				支出済額	支出未済額			既収入特 定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源	
									国県支出金	地 方 債	そ の 他		
8 土木費	4 都市計画費	行事さくら公園 整備事業	30,663,600	0	30,663,600	0	30,663,600	0	15,250,000	13,700,000	0	1,713,600	行事さくら公園整備に伴い、防球フェンスの柱(高さ6m)を整備するにあたり、柱が受注生産となり、納期に不測の日数が生じた結果、進入路の都合により他の工事に遅れが生じ、作業員の手配が困難となったため。
合 計			30,663,600	0	30,663,600	0	30,663,600	0	15,250,000	13,700,000	0	1,713,600	

令和7年6月3日 提出

行橋市長 工 藤 政 宏

令和6年度 行橋市一般会計事故繰越し繰越明細書

(単位:円)

[illegible]

報告第7号

令和6年度行橋市水道事業会計繰越の報告について

令和6年度行橋市水道事業会計繰越に係る経費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

令和 6 年 度

行 橋 市 水 道 事 業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

令和 6 年度 行橋市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫補助金	企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	配水設備費 (配水管布設替工事)	円 176, 215, 000	円 163, 603, 500	円 12, 611, 500	円 0	円 0	円 12, 611, 500	円 0	円 0	(真菰) 地元調整に時間を要 したことによる工期 延長
		配水設備費 (その他工事請負費)	円 132, 387, 000	円 123, 851, 000	円 8, 536, 000	円 0	円 0	円 8, 536, 000	円 0	円 0	(浄水場関連工事) 製品納期の遅延によ る工期延長
		重要給水施設配水管 事業費 (配水管布設替工事)	円 72, 300, 000	円 39, 807, 700	円 32, 492, 300	円 3, 808, 000	円 11, 400, 000	円 17, 284, 300	円 0	円 0	(金屋) 資材の納期に遅延が 生じたことによる工 期延長
合計			円 380, 902, 000	円 327, 262, 200	円 53, 639, 800	円 3, 808, 000	円 11, 400, 000	円 38, 431, 800	円 0	円 0	

令和 7 年 6 月 3 日 提出

行橋市長 工 藤 政 宏

報告第8号

令和6年度行橋市下水道事業会計繰越の報告について

令和6年度行橋市下水道事業会計繰越に係る経費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

令和 6 年度

行橋市下水道事業会計予算繰越計算書

令和 6 年度 行橋市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	污水管路 建設改良事業	円 236, 108, 000	円 186, 108, 000	円 50, 000, 000	円 16, 050, 000	円 25, 700, 000	円 8, 250, 000	円 0	円 0	地元との調整
		処理場 建設改良事業	99, 000, 000	95, 000, 000	4, 000, 000	1, 100, 000	800, 000	2, 100, 000	0	0	国の補正予算
合計			335, 108, 000	281, 108, 000	54, 000, 000	17, 150, 000	26, 500, 000	10, 350, 000	0	0	

令和 7 年 6 月 3 日 提出

行橋市長 工 藤 政 宏

議案第32号

行橋市室内型子どもの遊び場整備工事請負契約の締結について

次のとおり行橋市室内型子どもの遊び場整備工事請負契約を締結することについて、行橋市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年行橋市条例第3号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月3日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

記

- 1 工事名称 行橋市室内型子どもの遊び場整備工事
- 2 工事場所 行橋市北泉三丁目3番3号
- 3 工期 契約の効力の発生の日から
令和8年2月27日まで
- 4 請負代金 404,800,000円
- 5 契約の方法 随意契約
- 6 契約の相手方 東京都港区芝浦一丁目2番3号 シーバンスS館9F
株式会社 船場
代表取締役社長 小田切 潤

議案第33号

標準準拠システム機器の取得について

次のとおり標準準拠システム機器を取得することについて、行橋市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年行橋市条例第3号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月3日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

記

1 財産の表示

(1) 品名 標準準拠システム機器

(2) 数量 1式

2 取得価格 42,020,000円

3 契約の方法 指名競争入札

4 契約の相手方 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目12番22号

株式会社 九州日立システムズ

営業統括本部 統括本部長 林 聡 志

5 納入期限 令和7年8月31日

6 納入場所 行橋市役所

議案第34号

小型動力ポンプ付積載車の取得について

次のとおり小型動力ポンプ付積載車を取得することについて、行橋市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年行橋市条例第3号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月3日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

記

1 財産の表示

(1) 品名 小型動力ポンプ付積載車

(2) 数量 2台

2 取得価格 20,680,000円

3 契約の方法 指名競争入札

4 契約の相手方 福岡県北九州市小倉北区篠崎一丁目2番33号

愛知ポンプ工業 株式会社 北九州営業所

所長 宮 近 和 則

5 納入期限 令和8年3月27日

6 納入場所 行橋市消防本部（署）

議案第35号

行橋市立小中学校児童生徒用タブレット等機器の取得について

次のとおり行橋市立小中学校児童生徒用タブレット等機器を取得することについて、行橋市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年行橋市条例第3号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月3日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

記

1 財産の表示

(1) 品名 行橋市立小中学校児童生徒用タブレット等機器

(2) 数量 2, 515台

2 取得価格 134, 119, 920円

3 契約の方法 随意契約

4 契約の相手方 福岡県福岡市中央区大名二丁目9番27号

株式会社 内田洋行 九州支店

支店長 坂 口 秀 雄

5 納入期限 令和8年3月31日

6 納入場所 行橋小学校（行橋市大橋二丁目17番1号）他16校及び行橋市役所

議案第36号

令和7年度行橋市一般会計補正予算について

令和7年度行橋市一般会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和7年6月3日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

令和7年度 行橋市一般会計補正予算（第1次）（案）

令和7年度 行橋市一般会計補正予算（第1次）（案）

令和7年度行橋市の一般会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額33,967,112千円に歳入歳出それぞれ538,671千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,505,783千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年6月3日 提出

行橋市長 工 藤 政 宏

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
16 国庫支出金		8,682,380	573,497	9,255,877
	2 国庫補助金	1,896,503	573,497	2,470,000
17 県支出金		3,108,659	211	3,108,870
	2 県補助金	757,836	211	758,047
20 繰入金		2,288,762	△33,137	2,255,625
	2 基金繰入金	2,244,830	△33,137	2,211,693
23 市債		1,402,600	△1,900	1,400,700
	1 市債	1,402,600	△1,900	1,400,700
歳 入 合 計		33,967,112	538,671	34,505,783

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総務費		3,306,955	355,402	3,662,357
	1 総務管理費	2,531,625	256	2,531,881
	2 徴税費	325,010	355,146	680,156
3 民生費		16,317,969	11,540	16,329,509
	1 社会福祉費	4,075,666	11,540	4,087,206
	2 児童福祉費	7,121,043	0	7,121,043
4 衛生費		2,737,016	10,433	2,747,449
	1 保健衛生費	758,443	10,433	768,876
8 土木費		1,843,522	1,795	1,845,317
	4 都市計画費	634,525	1,795	636,320
10 教育費		3,290,324	159,501	3,449,825
	1 教育総務費	496,283	423	496,706
	5 保健体育費	1,003,874	159,078	1,162,952
歳 出	合 計	33,967,112	538,671	34,505,783

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	立地適正化計画改定及び用途地域変更事業	4,885

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度貸付行橋市条件付返還免除型奨学金	令和8年度以降行橋市条件付返還免除型奨学金条例第6条に定める期間の満了まで	月額20,000円に各奨学生(25名以内)の正規修業期間月数を乗じて得られた額の総額

第4表 地方債補正

1 変 更

(単位:千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 (以 内)	起 債 の 方 法	利 率 (以 内)	償 還 の 方 法	限 度 額 (以 内)	起 債 の 方 法	利 率 (以 内)	償 還 の 方 法
1 一般会計出資債	29,400	証書借入又は証券発行の方法により、政府、銀行、その他から起債する。 起債時期は、令和7年度とする。 ただし、工事その他の都合により、起債額の全部又は一部を令和8年度以降に繰越すことができる。	年3.0%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	償還期限は、据置期間を含め40年度間以内に元金均等償還、元利均等償還又は融通先の融通条件とする。 ただし、融通条件又は財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利息に借換することができる。 この市債にかわる短期債は、適宜期限を定め、その期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は、一般財源又は、その他の特定財源をもってこれにあてる。	29,700	証書借入又は証券発行の方法により、政府、銀行、その他から起債する。 起債時期は、令和7年度とする。 ただし、工事その他の都合により、起債額の全部又は一部を令和8年度以降に繰越すことができる。	年3.0%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	償還期限は、据置期間を含め40年度間以内に元金均等償還、元利均等償還又は融通先の融通条件とする。 ただし、融通条件又は財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利息に借換することができる。 この市債にかわる短期債は、適宜期限を定め、その期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は、一般財源又は、その他の特定財源をもってこれにあてる。
3 社会福祉施設整備事業債	64,300				76,300			
14 社会教育施設整備事業債	5,500				164,500			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(歳 入)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
16 国庫支出金	8,682,380	573,497	9,255,877
17 県支出金	3,108,659	211	3,108,870
20 繰入金	2,288,762	△33,137	2,255,625
23 市債	1,402,600	△1,900	1,400,700
歳入合計	33,967,112	538,671	34,505,783

1. 総括
(歳 出)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計	補 正 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	3,306,955	355,402	3,662,357	355,435	300	0	△333
3 民生費	16,317,969	11,540	16,329,509	207,629	△161,200	△37,970	3,081
4 衛生費	2,737,016	10,433	2,747,449	10,433	0	0	0
8 土木費	1,843,522	1,795	1,845,317	0	0	0	1,795
10 教育費	3,290,324	159,501	3,449,825	211	159,000	0	290
歳 出 合 計	33,967,112	538,671	34,505,783	573,708	△1,900	△37,970	4,833

2. 歳入
(款) 16 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	313,263	355,435	668,698	1 総務費補助金	355,435	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
2 民生費国庫補助金	350,174	207,629	557,803	3 児童福祉費補助金	207,629	新しい地方経済・生活環境創生交付金
3 衛生費国庫補助金	131,630	10,433	142,063	1 保健衛生費補助金	10,433	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
計	1,896,503	573,497	2,470,000			

(款) 17 県支出金
(項) 2 県補助金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 教育費県補助金	13,954	211	14,165	6 教育総務費補助金	211	ふくおか学力向上推進事業等補助金
計	757,836	211	758,047			

(款) 20 繰入金
(項) 2 基金繰入金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	2,244,830	△ 33,137	2,211,693	1 基金繰入金	△ 33,137	財政調整基金 4,833 地域振興基金 △ 37,970
計	2,244,830	△ 33,137	2,211,693			

(款) 23 市債

(項) 1 市債

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	29,400	300	29,700	1 一般会計出資債	300	一般会計出資債
2 民生債	426,000	△ 161,200	264,800	2 社会福祉施設整備事業債	12,000	社会福祉施設整備事業債
				3 こども・子育て支援事業債	△ 173,200	室内型子どもの遊び場整備事業債
7 教育債	4,900	159,000	163,900	3 社会教育施設整備事業債	159,000	体育施設整備事業債
計	1,402,600	△ 1,900	1,400,700			

3. 歳出
(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	901,819	0	901,819	289	0	0	△289		財源更正	
5 企画費	436,747	256	437,003	0	300	0	△44	23 投資及び 出資金	256 京築地区水道企業団出資金	
計	2,531,625	256	2,531,881	289	300	0	△333			

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 税務総務費	237, 450	355, 146	592, 596	355, 146	0	0	0	1 報酬	3, 183	会計年度任用職員報酬	
								3 職員手当 等	1, 985	時間外勤務手当 パートタイム会計年度任用職員期末勤勉 手当	1, 409 576
								4 共済費	244	会計年度任用職員共済費	
								10 需用費	1, 691	消耗品費 印刷製本費	723 968
								11 役務費	4, 986	通信運搬費 手数料	3, 630 1, 356
								12 委託料	1, 327	システム改修委託料	
								18 負担金、 補助及び 交付金	341, 730	定額減税にかかる差額給付金	
計	325, 010	355, 146	680, 156	355, 146	0	0	0				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	443,411	11,540	454,951	0	12,000	0	△460	14 工事請負費	11,540	総合福祉センター改修工事
計	4,075,666	11,540	4,087,206	0	12,000	0	△460			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	1,505,658	0	1,505,658	207,629	△173,200	△37,970	3,541		財源更正	
計	7,121,043	0	7,121,043	207,629	△173,200	△37,970	3,541			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
5 環境対策費	12,611	10,433	23,044	10,433	0	0	0	18 負担金、 補助及び 交付金	10,433	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
計	758,443	10,433	768,876	10,433	0	0	0			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 都市計画総務費	79,428	1,795	81,223	0	0	0	1,795	8 旅費	152	普通旅費
								12 委託料	1,643	調査等委託料
計	634,525	1,795	636,320	0	0	0	1,795			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 : 千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 教育指導費	293, 225	423	293, 648	211	0	0	212	10 需用費	423	消耗品費
計	496, 283	423	496, 706	211	0	0	212			

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 体育施設費	124,952	159,078	284,030	0	159,000	0	78	3 職員手当等	205	時間外勤務手当
								14 工事請負費	158,873	総合公園内体育施設改修工事
計	1,003,874	159,078	1,162,952	0	159,000	0	78			

給 与 費 明 細 書

2. 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(450) 473	710,359	1,885,202	1,287,674	3,883,235	777,488	4,660,723	
補正前	(447) 473	707,176	1,885,202	1,285,484	3,877,862	777,244	4,655,106	
比 較	(3) 0	3,183	0	2,190	5,373	244	5,617	

注 ()内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	61,752	51,091	123,605	39,884	7,986	941,338	19,645	41,902	0	471	1,287,674
	補正前	61,752	51,091	121,991	39,884	7,986	940,762	19,645	41,902	0	471	1,285,484
	比 較	0	0	1,614	0	0	576	0	0	0	0	2,190

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(4) 458	——	1,839,061	1,149,134	2,988,195	613,301	3,601,496	
補正前	(4) 458	——	1,839,061	1,147,520	2,986,581	613,301	3,599,882	
比 較	(0) 0	——	0	1,614	1,614	0	1,614	

注 ()内は、短時間勤務職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	61,752	49,933	123,047	39,884	7,986	805,174	18,985	41,902	0	471	1,149,134
	補正前	61,752	49,933	121,433	39,884	7,986	805,174	18,985	41,902	0	471	1,147,520
	比 較	0	0	1,614	0	0	0	0	0	0	0	1,614

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(446) 15	710,359	46,141	138,540	895,040	164,187	1,059,227	
補正前	(443) 15	707,176	46,141	137,964	891,281	163,943	1,055,224	
比 較	(3) 0	3,183	0	576	3,759	244	4,003	

注 ()内は、パートタイム会計年度任用職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	—	1,158	558	—	—	136,164	660	—	—	—	138,540
	補正前	—	1,158	558	—	—	135,588	660	—	—	—	137,964
	比 較	—	0	0	—	—	576	0	—	—	—	576

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給料改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	2,190	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	2,190	時間外勤務手当、期末勤勉手当の増	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支出金	地方債	その他	
令和8年度貸付行橋市条件付返還免除型奨学金	月額20,000円に各奨学生(25名以内)の正規修業期間月数を乗じて得られた額の総額	—	—	令和8年度以降行橋市条件付返還免除型奨学金条例第6条に定める期間の満了まで	限度額に同じ				限度額に同じ

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1 公共事業等債	2,786,356	2,881,128	357,400	240,462	2,998,066
2 一般単独事業債	797,434	829,102	165,800	107,255	887,647
3 公営住宅整備事業債	950,555	850,392	39,800	93,088	797,104
4 学校教育施設等整備事業債	1,812,033	1,615,289	23,800	273,599	1,365,490
5 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	493,653	504,417	71,600	36,432	539,585
6 一般補助施設整備等事業債	254,772	250,852	226,200	23,014	454,038
7 全国防災事業債	68,214	46,675		21,575	25,100
8 災害復旧事業債	68,436	64,654		10,818	53,836
9 一般廃棄物処理事業債	289,219	411,957	41,700	22,708	430,949
10 緊急防災・減災事業債	311,235	329,041	626,500	55,019	900,522
11 緊急自然災害防止対策事業債	48,921	64,861	20,900	2,192	83,569
12 緊急浚渫推進事業	61,197	123,340	24,200	5,232	142,308
13 財源対策債	2,033,553	1,882,718		172,050	1,710,668
14 減税補填債	20,137	8,624		6,619	2,005
15 減収補填債	58,260	54,850		3,413	51,437
16 臨時財政対策債	8,910,850	8,100,174		830,849	7,269,325
17 都道府県貸付債	41,748	33,143	3,500	8,605	28,038
18 その他(一般会計出資債)	805,057	763,522	29,700	52,183	741,039
計	19,811,630	18,814,739	1,631,100	1,965,113	18,480,726

議案第 37 号

令和 7 年度行橋市下水道事業会計補正予算について

令和 7 年度行橋市下水道事業会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和 7 年 6 月 3 日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

令和 7 年度

行橋市下水道事業会計補正予算（第 1 次）
（案）

令和 7 年度 行橋市下水道事業会計補正予算（第 1 次）

第 1 条 令和 7 年度行橋市下水道事業会計の補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりに改める。

事項	期間	限度額
ストックマネジメント 支援事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	732,000 千円

令和 7 年 6 月 3 日 提出

行橋市長 工藤 政宏

予算に関する説明書

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 額 (見 込)		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 額 予 定		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金
ストックマネジメント 支援事業	732,000	—	—	令和8年度 令和9年度	732,000	390,120	283,700	58,180